

川越市障害者等相談支援事業所整備促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号）に定めるもののほか、障害者等にかかる相談支援事業所の整備に対し予算の範囲内で補助金を交付し、市内相談支援体制の充実化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。
- (2) 相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。
- (3) 相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所をいう。
- (4) 相談支援専門員 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に相談支援事業所を設置し、市に対して相談支援事業の指定申請を行う予定がある者とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金は、相談支援事業所の開設準備経費（什器、看板及び相談支援事業所の開設時に必要な備品その他これらに類する物品の購入費用をいう。）について予算の範囲内で補助するものとする。

- 2 補助金の額は、補助事業1件あたり50万円以内とし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、原則として、1法人あたり1会計年度につき1申請とする。ただし、市長が特に認める場合にあつてはこの限りではない。

(補助金の交付決定等及び条件)

第6条 市長は、前条の規定により提出された補助金の申請について、補助金の交付の可否を決定し補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(市長が軽微であると認める変更を除く。)又は、経費の配分の変更(補助対象経費の総額の20パーセント以下の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (3) 安定的な相談支援事業実施のため、相談支援事業に必要な相談支援専門員の確保および管理を行うこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項。

2 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類について、補助金を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業の事業実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第8条 市長は、前項の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合は、内容を審査し、適合すると認めるときは補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（状況報告）

第9条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じてその執行状況について法人に報告させることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度から起算して3年の間は、指定された期日までに、補助対象となった相談支援事業所に属する相談支援専門員の数及び相談件数等を報告するものとする。

（関係書類の整備保管）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。